https://www.cpa-hato.jp/
税理士法人 鳩合同会計事務所
所長　飯塚 敏勝 ／ 副所長　藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階
●近畿税理士会所属
☎078-391-1911

税理士法人
佐藤会計事務所 神戸事務所
税理士7名在籍
代表税理士　豊田 智美　小野事務所
〈神戸事務所〉神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトレーズビル8F
●近畿税理士会所属
☎078-251-6721（神戸事務所）

弁護士法人サリュ 神戸事務所
弁護士　中山 碩
〒650-0035 神戸市中央区浪花町59
神戸朝日ビル11階
●兵庫県弁護士会所属
0120-181-398

あなたの街の
コラムご掲載頂く
事務所様募集中!!

お問い合わせは ㈱宣通☎052(979)1602

企画・制作／(株)宣通
TEL.(052)979-1602
広告

弁護士&税理士 相談コーナー
教えて先生!!

Q 公的年金の支払いを受ける人は公的年金の源泉徴収税から定額減税の適用を受けられるようですが、年金の他に給与所得がある人でも定額減税の適用を受けることになりますか。

A 公的年金等に係る定額減税は、その公的年金等の支払者により実施され、本人分の公的年金等に係る定額減税額は３００００円です。

複数の年金を受け取っている方や年金の他に給与所得がある人については、それぞれで源泉徴収税額から定額減税が行われます。なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

この確定申告義務の発生の有無については、確定申告すれば税金が還付される人やその年中の公的年金等の収入金額が４００万円以下であって、かつその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であることにより確定申告が不要とされている人など一定の人については、定額減税の重複控除を受けたからといって確定申告を義務づけるものではないという意味なのでご注意ください。

なお、確定申告が必要な方や、確定申告が不要であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出する方は、申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

鳩合同会計事務所
飯塚　敏勝 氏
（近畿税理士会所属）

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも 日頃から密接に連携しており、いわゆる"ワンストップサービス"を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。